

# 検疫法等の改正について

- 令和4年に成立した感染症法等一部改正法では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、検疫法（以下「法」という。）についても、水際対策の実効性の確保のための改正が行われた。その中で特に都道府県の皆様に御承知おきいただきたい事項は以下のとおり。

## 改正内容

(※) 1及び2は令和6年4月1日施行、3は令和4年12月9日施行。（根拠条項は令和6年4月1日施行時点）

### 1. 平時における医療機関との協定（法第23条の4、検疫法施行規則第8条の2関係）

- 入院先となる医療機関を確実に確保するため、平時から検疫所長が医療機関と協議し、隔離・停留措置の実施のための病床確保に係る協定を締結することとする。
- 上記の協定を締結しようとする際、検疫所長は、都道府県知事に意見を聴取することとするとともに、医療機関と協定を締結した際には、当該医療機関の所在地の都道府県知事に対してその旨を通知することとする。

### 2. 検疫における入院先の医療機関の調整（法第23条の5関係）

- コロナ禍においては、都道府県と検疫所がそれぞれ独立して入院調整を行っていたことから、病床のひっ迫する時期において、入院調整が難航する事態が一時生じた。
- 都道府県及び検疫所のそれぞれの入院調整の円滑化を図るため、検疫所長が患者等を入院させる際の入院先の選定について、検疫所長と都道府県知事が緊密に連携することとする。

### 3. 関係行政機関との協力連携（法第23条の6関係）

- 厚生労働大臣及び検疫所長は、法第2章に規定による事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができることとし、協力を求められた行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならないこととする。

## 都道府県に対する要請

- 都道府県と検疫所の連携については、「新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について」（令和5年10月27日付け感発1027第3号健康・生活衛生局感染症対策部長通知）も参考にさせていただきつつ、円滑な施行に向けて、引き続き連携いただきたい。
- 平時における医療機関との協定の締結については、協定等のひな形を新たに定め、各検疫所長あて通知した旨を「「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について」（令和6年2月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課事務連絡）にて各都道府県衛生主管部（局）あて連絡していることから、その内容について御了知いただくとともに、当該通知のひな形を参考に検疫所が調整を行うことから、新たにひな形を定めた旨を貴管下の医療機関にも御承知おきいただきたく、貴管下の医療機関に御周知いただきたい。

各都道府県知事 殿

健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和 6 年 4 月 1 日に施行されるところ、改正法及びその運用に当たっての各種省令・通知等においては、都道府県と検疫所の連携に係る規定も整備されたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、平時において、検疫所が都道府県との連携を確保するに当たって参考となり得る具体的な事項について別添のとおり検疫所宛てに通知しているのでその内容についてご了知の上、都道府県におかれては、特に下記事項について格別の配慮をお願いする。

なお、本通知の内容については、医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添える。

#### 記

- 都道府県は、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき予防計画の策定及び医療措置協定の締結を行うところ、検疫所が協定を締結する医療機関は、都道府県が医療措置協定を締結する医療機関と重なるため、都道府県は、医療提供体制を整備する際にはこの点にも留意すること。（別添第 2 の 1 関係）
- 検疫所長は、改正法による改正後の検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 23 条の 4 第 1 項に基づき、医療機関との間で協定を締結することとされており、当該協定の締結に当たっては、同条第 2 項に基づき都道府県知事の意見を聴くとともに、協定を締結した際には、同条第 3 項に基づき都道府県知事に通知することとされている。都道府県においてはこのことをご承知おきいただくとともに、検疫所と医療機関との協定の締結に関して必要な協力をする事。（別添第 2 の 1 関係）
- 新型コロナウイルス感染症の対応においては、都道府県等と検疫所それぞれで入院措置の対象者が増加し、都道府県等と検疫所の間での入院調整に苦慮する場面があった。改正法による改正後の検疫法第 23 条の 5 では、検疫所長と都道府県知事は、検疫所長に

よる隔離等の入院の調整に当たって相互に連携することとされている。これらを踏まえ、検疫所長が行う隔離等に係る入院調整に関して、都道府県と検疫所の間であらかじめルールを決めておくなど必要な検討を行うこと。（別添第 2 の 2 関係）

- 上記事項及び別添の趣旨を踏まえ、都道府県連携協議会やその他の場を活用し、平時から、有事の際に連携が必要となることが想定される検疫所と必要な検討を行うこと。その際、新型コロナウイルス感染症の対応も踏まえ、入国者数が多い国際空港の周辺の検疫所については、当該検疫所が所在する都道府県以外の近隣の都道府県とも連携が必要となることもある点に留意すること。（別添第 1 関係）
- 新型コロナウイルス感染症対応では、検疫において宿泊療養・施設待機の対象者が急増し施設が不足した際に都道府県が宿泊療養のために確保していた施設を利用した事例や、都道府県と検疫所が共同で同一の宿泊施設を利用した事例があった。このため、都道府県と検疫所の間で宿泊施設確保の調整方法等についてあらかじめ調整しておくなど必要な検討を行うこと。（別添第 3 関係）

以上

感企発 1027 第 1 号  
感感発 1027 第 1 号  
令和 5 年 10 月 27 日

各検査所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検査課長  
( 公 印 省 略 )  
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県との連携の確保について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 79 号。以下「整備省令」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 202 号）や、「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」（令和 5 年 5 月 26 日付け健感発 0526 第 16 号・医政地発 0526 第 3 号・医政産情企発 0526 第 1 号・健健発 0526 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長・医政局地域医療計画課長・医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・健康局健康課長通知）等により、施行に向けた具体的な運用について示されてきたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、平時において、改正法に係るものとして検査所が都道府県との連携を確保するに当たって参考となりうる具体的な事項を下記のとおり整理したので、特に国際空港周辺の検査所においては、検査所が都道府県連携協議会（改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下単に「感染症法」という。）第 10 条の 2 第 1 項に規定する都道府県連携協議会をいう。以下同じ。）に参画する際などに参考にし、地域の实情に応じて適切に対応いただき、平時より都道府県との連携の確保に努めていただくようお願いする。

なお、本通知の内容については、医政局地域医療計画課と協議済みであり、下記事項については、都道府県にもお示ししている旨申し添える。

記

## 第 1. 都道府県連携協議会への参画等について

新興感染症発生時の検査対応において、医療機関の調整や宿泊療養施設の調整等が生じる可能性のある都道府県に対しては、都道府県連携協議会等が未開催であれば、これらの主旨及びそのための参画の意思を伝えるなどにより、積極的な参画を検討すること。

また、既に都道府県連携協議会が開催されており、検査所として参画していない場合においても、上記の調整等は必要であることから、都道府県における個別の担当部署と常時から緊密な連絡・情報共有を行うなど、個別に連携すること。

- ・ 感染症法第 10 条の 2 第 1 項により、都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、関係機関により構成される都道府県連携協議会を組織するものとされた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応においては、当該検査所の所在する都道府県のみならず、近隣の都道府県の医療機関に入院を委託する等の対応が必要な事例があったことも踏まえて、検査対応において調整が必要となる可能性のある都道府県の連携協議会については、当該都道府県における連携協議会が未開催であれば、都道府県に対して調整等が必要な内容を説明するなどにより、関係機関として参画することを積極的に検討すること。また、参画した都道府県連携協議会における議事等の内容について、必要に応じて、近隣の検査所間で共有を図ることも考えられる。
- ・ また、既に調整が必要な都道府県において連携協議会が開催されている場合や、検査所として都道府県連携協議会に参画する必要があると判断するような場合にあっても、都道府県との連絡体制を構築しておく必要性に変わりはないことから、その他の会議への参画や、都道府県における個別の担当部署と常時からの緊密な連絡・情報共有などを行うことが考えられる。
- ・ なお、既に都道府県連携協議会に参加している検査所においては、引き続き、調整内容について遺漏なきように対応されたい。

## 第2. 病床確保・入院調整について

1. 都道府県は、感染症法に基づき予防計画を策定し、その中で医療措置協定（感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。以下同じ。）に基づく確保可能病床数の目標を設定した上、当該目標を踏まえ、医療機関との間で医療措置協定を締結することとされている。一方、検疫所も、医療機関と協定（改正法による改正後の検疫法（昭和26年法律第201号）（以下単に「検疫法」という。）第23条の4第1項の規定する協定をいう。以下同じ。）を締結することとされているところ、当該協定の締結に当たっては都道府県知事への意見聴取及び通知が必要とされており、協定の締結に関しても都道府県とよく連携すること。

特に国際空港周辺の検疫所は、隔離等のために入院を委託する可能性がある医療機関に係る情報をあらかじめ都道府県と共有するなど、都道府県連携協議会の場などにおいて、平時から都道府県との間で病床確保について連携することが望ましい。

- ・ 感染症法第10条において、都道府県は、都道府県連携協議会に協議の上、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）を策定することとされており、当該計画において、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）の患者等を入院させるための病床数に係る目標を設定することとされている（整備省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条の2第2項）。都道府県は、予防計画で設定した目標の達成に向け、感染症法第36条の3第1項の規定による医療措置協定の締結を行うこととされている。都道府県は、新興感染症が発生した際には、当該感染症の患者について、感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関に入院させることとされている。
- ・ また、検疫法において、新興感染症の患者等の隔離等については、原則として、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関（停留の場合は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関若しくはこれら以外の医療機関で検疫所長が適当と認めるもの）に入院を委託して行うこととされ（検疫法第15条等）、検疫所長は、これらの医療機関に迅速かつ適確に入院を委託できる体制を整備するため、平時より、医療機関との間で協定を締結することとされている（検疫法第23条の4第1項）。実際に協定を締結するに当たっては、これまでの感染症指定医療機関を中心に検討しつつ、地域の実情に応じてそれ以外の医療機関を対象とすることも考えられる。
- ・ 検疫所長が医療機関と協定を締結するに際しては、あらかじめ都道府県知事の意見を聴くとともに、協定を締結したときは、その内容を都道府県知事に通知することとされていることから（検疫法第23条の4第2項及び第3項）、各検疫所においては、次以降に記載する点について都道府県担当部局と十分な調整・共有を行うこと。
- ・ そして、検疫所が協定を締結する医療機関は、都道府県が医療措置協定を締結する医療機関と

重なることから、特に国際空港周辺の検疫所においては、あらかじめ、現在検疫所が委託契約を締結している医療機関の状況等を踏まえ、隔離等の委託先として想定される医療機関に係る情報を都道府県に共有するなど、都道府県連携協議会の場などにおいて、平時から都道府県との間で病床確保について連携することが望ましい。

- ・ 都道府県との連携に当たっては、特に新興感染症が発生した場合に検疫所による隔離等の件数が相当数見込まれる検疫所においては、新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、必要となる病床数を共有することが考えられる（※）。
- ・ なお、検疫所が隔離等を行う対象者に外国人が多く含まれることが想定され、言語、宗教、食事対応等の面において対応が可能な医療機関の情報が必要となることも考えられるところ、外国人の入院に係る病床の情報等について都道府県に聴取することも考えられる。  
（※）検疫所による隔離等に必要となる病床数の調整に当たっては、都道府県が確保する病床数の内枠で対応することは差し支えないが、医療措置協定による確保分の整合性（競合する場合の優先順位等）を医療機関との締結前に都道府県とよく調整する必要がある。（検疫所の水際対策において、病床が必要となるのは、海外発生期から国内発生早期が主と考えられるが、他方、都道府県において、病床が必要となるのは、主として、国内感染期となることが想定される。このため、都道府県と検疫所が異なる時期に同じ感染症病床等を重複して確保することが想定されることを踏まえて、都道府県と調整することが必要である。）

2. 検疫所による隔離等と都道府県による入院措置が重複する場面に備え、あらかじめ、入院調整に係るルールを議論すること。

- ・ 検疫所による隔離等の入院調整については、検疫所が入院の委託先を選定することが基本となる。一方で、新型コロナウイルス感染症対応では、検疫所による隔離等の対象者と都道府県等による入院措置の対象者のいずれも増加した際に、それぞれが入院させようとする医療機関が重複し、両者の間で調整が必要となる事例があった。
- ・ こうした事例も踏まえ、特に新興感染症が発生した場合に検疫所による隔離等の件数が相当数見込まれる検疫所においては、検疫法第23条の5（入院の委託先の調整に係る検疫所長と都道府県知事の連携）の趣旨に鑑み、検疫対応においても国内対応においても入院対象となる患者の数が多かった場合等に備え、都道府県と調整の上、入院調整のルール（※）をあらかじめ決めておくことが望ましい。  
（※）例えば、検疫所が隔離等を行った際にはその都道府県に連絡すること、緊急時のための連絡体制を構築しておくことや都道府県の入院調整本部において一括して入院先の選定を行うことなどが考えられる。

### 第3. 宿泊施設の確保について

宿泊療養施設については、検疫所による停留及び宿泊療養・待機施設としての利用、都道府県による宿泊療養施設としての利用のいずれにも使用される可能性があることを踏まえ、検疫所と都道府県の間での宿泊施設の共同利用や、いずれかの確保する施設が不足した際の調整方法等について検討すること。

- 宿泊施設については、検疫所及び都道府県はそれぞれ、検疫法及び感染症法に基づく宿泊施設療養等に使用する。また、感染症法第36条の6により、都道府県は、宿泊施設の確保に関して協定を締結するものとされている。また、検疫所においても、平時から停留及び宿泊療養・待機施設を確保するため、宿泊施設との間で協議を行うことが考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症対応では、検疫において宿泊療養・施設待機の対象者が急増し施設が不足した際に都道府県が宿泊療養のために確保していた施設を利用した事例や、検疫所と都道府県が共同で同一の宿泊施設を利用した事例があった。
- 特に新興感染症が発生した場合に宿泊療養・施設待機の対象者が多く見込まれる検疫所においては、宿泊施設の確保に当たってはこうした事例を参考に、検疫所と都道府県の間で、それぞれが確保する宿泊施設の情報を共有することや、両者による共同利用、いずれかの確保する施設が不足した場合に互いに融通することやその際の調整方法、費用負担の方法等についてあらかじめ調整しておくことが望ましい。

以上

事務連絡  
令和6年2月16日

各 都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部企画・検疫課

なお、都道府県と検疫所の連携につきましては、「新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る平時における都道府県と検疫所の連携の確保について」（令和5年10月27日付け感発1027第3号健康・生活衛生局感染症対策部長通知）も参考にいただき、円滑な施行に向けて、引き続き連携いただきますようお願いいたします。

「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）により、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第23条の4及び第23条の5が創設され、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、検疫所が、平時から医療機関と協定を締結し連携体制を構築することにより、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することについて、法的枠組が整備されるとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和6年厚生労働省令第5号）により、検疫所が医療機関と締結する協定に定める事項が定められました（令和6年4月1日施行）。

これに伴い、医療機関と検疫所が締結する協定等のひな形を新たに定め、各検疫所長に別添のとおり通知を发出しております。

当該協定の締結に当たっては、協定を締結しようとする際には、法第23条の4第2項の規定に基づき、あらかじめ当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴くとともに、協定を締結した際には、同条第3項の規定に基づき、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に当該協定の内容を通知することとされており、別添の内容について御了解をいただいておりますので、別添の内容について御了解をいただいております。

また、貴管下の医療機関と協定を締結する際には、別添通知のひな形を参考に検疫所が調整を行うことから、新たにひな形を定めた旨を貴管下の医療機関にも御承知おきいただきたく、貴管下の医療機関に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

感企発 0216 第 1 号  
令和 6 年 2 月 16 日

各 検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長  
( 公 印 省 略 )

#### 検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について

検疫感染症患者等に係る医療機関との契約については、従来、各検疫所において、「検疫感染症患者等に係る入院委託契約について」(平成 27 年 3 月 31 日付け食安検発第 0331 第 5 号検疫所業務管理室長通知。以下「旧通知」という。)の内容を参考に医療機関と締結いただき、その運用が図られてきたところである。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行時には、検疫所の近隣の医療機関以外の医療機関においては検疫所から検疫法(昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。)に基づく隔離等の入院の委託を依頼されること自体が想定されておらず、検疫所が円滑に入院を委託することが困難な事例があったこと、また、隔離等が増加した時期と市中感染の拡大の時期が重なったことで、検疫所と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく入院措置を担う都道府県との間で調整が重複したこと等の課題が生じた。

こうした課題を受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。)により、法第 23 条の 4 及び第 23 条の 5 が創設され、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することができるよう、検疫所が、平時から医療機関と「協定」を締結すること、その際は都道府県とも必要な調整を行うこと等が法定化された(令和 6 年 4 月 1 日施行)。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和 6 年厚生労働省令第 5 号。以下「改正省令」という。)が公布され、検疫所が医療機関と締結する「協定」に含める事項(改正法による改正後の法第 23 条の 4 に規定する厚生労働省令で定める事項)を定める検疫法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 53 号。以下「規則」という。)第 8 条の 2 が新設され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、旧通知に代わるもの

として、新たな入院委託協定書のひな形をお示しすることとした(様式 1-1 から様式 1-4 まで)。

また、これまで会計上の処理基準を踏まえた入院委託契約書のひな形を通知にてお示ししていなかったことから(※)、今般、入院委託協定書のひな形とあわせて、入院委託契約書のひな形を新たに定め、お示しすることとした(様式 2)。

については、各検疫所におかれては、別紙「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項」の内容にご留意いただいた上で、様式 1-1 から 1-4 までを参考に作成した入院委託協定書によって医療機関と「協定」を締結いただくとともに、適宜必要に応じて、様式 2 を参考に作成した入院委託契約書によって医療機関と「契約」を締結していただくよう、お取り計らい願いたい。

そして、協定の締結に当たっては、法第 23 条の 4 第 2 項の規定に基づき、あらかじめ当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴くこととされていることから、都道府県とよく調整を行うとともに、別紙「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項」の 3 に記載している内容に配慮すること。

なお、本通知は、改正法及び改正省令の施行期日にあわせて令和 6 年 4 月 1 日から適用することとするが、改正法附則第 18 条第 1 項の規定に基づき、本日から令和 6 年 3 月 31 日までの間にあっても、様式 1-1 から 1-4 までを参考に作成した入院委託協定書によって医療機関と「協定」を締結いただくことは可能である。

また、令和 6 年 3 月 31 日限りで旧通知は廃止する。このため、旧通知の様式 1 及び様式 2 を参考に既に締結している入院委託契約については、改正法の内容を反映させた「協定」を速やかに締結するべきであるが、関係者との調整に一定程度の時間を要することから、改正省令による改正後の規則第 8 条の 2 の内容を満たす限りにおいては、法に基づく協定を締結するまでの間、本通知の様式 1-1 から 1-4 までを参考に作成した入院委託協定書によって締結された「協定」とみなす。

※ 厳密には、「『患者の委託収容に係る契約書』の取扱について(追加依頼)」(平成 20 年事務連絡)にてお示ししていたが、本通知の後に発出する事務連絡によって廃止する予定。

検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等の締結に関する留意事項

1. 入院委託協定書及び入院委託契約書のひな形について

- (1) 入院委託協定書のひな形でお示ししている事項は、改正省令による改正後の規則第8条の2に規定する事項を網羅しているが、地域の実情や医療機関との協議の状況に応じて、検疫所長が必要と認める事項を協定の締結事項に加えることは差し支えない。
- (2) 措置及び感染症ごとに入院を委託することができる感染症指定医療機関が異なることから、感染症指定医療機関ごとに様式1-1から1-4までのひな形を作成しているのので、適宜活用いただきたい。
- (3) 様式2のひな形の件名については、入院を委託する措置に応じて、適宜変更する必要がある。

2. 協定の協議等の進め方について

- (1) 改正法附則第18条の規定により、同規定の施行期日である令和4年12月9日から令和6年3月31日までの間に締結された協定は、令和6年4月1日において改正法による改正後の法第23条の4第1項の規定に基づき締結されたものとみなすこととされていることから、本日以降、様式1-1から1-4までを参考に入院委託協定書を作成し、令和5年度中に医療機関との間で協定を締結いただくことが可能である。
- (2) 複数の検疫所で同一の医療機関と協定を締結しようとするときは、各検疫所において調整の上、連名で協定を締結することは差し支えない。
- (3) 協定は双方の合意であり、医療機関と締結する協定の内容の齟齬がないよう、十分な協議を行うこと。また、検疫感染症等が発生し、患者等の入院調整を実際に行う際には、当該感染症の特性に合わせて、実際の状況に応じた機動的な対応を行うことが必要である。

3. 都道府県との連携について

- (1) 法第23条の4第2項の規定に基づき聴取した都道府県知事の意見は尊重すること。

- (2) 協定を締結するに当たっては、特定の地域の医療機関に限定することなく、幅広く検討すること。
- (3) 都道府県との連携に当たっては、「新型インフルエンザ等感染症等への備えに係る時における都道府県との連携の確保について」（令和5年10月27日付け各検疫所長あて感企発1027第1号・感感発1027第1号健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長・健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）も参考にすること。

4. 法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症の取扱いについて

法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症を政令で指定する際に、同政令において当該感染症に対して実施すべき措置に係る法の各規定を準用することができることとなっており、法第23条の4の規定の対象となる感染症として明記されていないところであるが、当該感染症について政令で法第2条第2号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、改正法による改正後の法第23条の4第2項及び第3項の規定に基づき、法第2条第2号に掲げる感染症に係る措置に係る入院の委託に関する協定を締結する際に行う都道府県との連携（事前の意見聴取及び協定内容の通知）については、可能な限り、法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症を含めた形で行っていただきたい。



## 検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条の 2 に規定する新感染症の患者（法第 2 条の 2 各項目に定める者及び新感染症の所見がある者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症並びに法第 34 条の 2 に規定する新感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。）及び法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施される場合を含む。以下同じ。）の対象者をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第 3 条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）の例により算定した額とする。

第 4 条 甲は、法第 15 条第 4 項又は第 16 条第 6 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。また、甲は、法第 34 条の 3 第 4 項又は第 34 条の 4 第 4 項の規定に基づき、隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べるができる。

2 乙は、甲から前項の通知等があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないこと、又は隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことを確認したときは、法第 15 条第 3 項若しくは第 16 条第 5 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第 34 条の 3 第 3 項若しくは第 34 条の 4 第 3 項の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第 5 条 法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第 6 条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第 7 条 本協定の効力は、締結日から令和〇年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、協定期間満了の 1 か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>  
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>  
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

## 検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症の患者（法第 2 条の 2 各項に定める者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる感染症並びに法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含む。以下同じ。））の対象者をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第 3 条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）の例により算定した額とする。

第 4 条 甲は、法第 15 条第 4 項又は第 16 条第 6 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、甲から前項の通知があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、法第 15 条第 3 項又は第 16 条第 5 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第 5 条 法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第 6 条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第 7 条 本協定の効力は、締結日から令和〇年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、協定期間満了の 1 か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>  
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>  
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

## 検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症の患者（法第 2 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第 2 条第 2 号に掲げる感染症及び法第 34 条第 1 項の規定に基づき政令で指定する感染症（政令で法第 2 条第 1 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合を除く。）をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第 2 項の政令により、同条第 1 項の政令の期間が延長される場合を含み、かつ、政令で法第 2 条第 2 号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合に限る。以下同じ。）の対象者（法第 2 条第 2 号に掲げる感染症の患者及び当該感染症の病原体に感染したおそれのある者に限る。）をいうこととする。

第 1 条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第 2 条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第 3 条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号）の例により算定した額とする。

第 4 条 甲は、法第 15 条第 4 項又は第 16 条第 6 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、甲から前項の通知があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、法第 15 条第 3 項又は第 16 条第 5 項（法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第 5 条 法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第 6 条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第 7 条 本協定の効力は、締結日から令和〇年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、協定期間満了の 1 か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>  
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>  
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

## 検疫感染症患者等に係る入院委託協定書

〇〇〇病院長（以下「甲」という。）と、〇〇検疫所長（以下「乙」という。）は、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第23条の4第1項の規定に基づき、法第2条第2号に掲げる感染症及び法第34条の2に規定する新感染症の患者（法第2条の2第2項及び第3項に定める者及び新感染症の所見がある者を含む。）の隔離並びにこれらの感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留に関し、次のとおり協定を締結する。

また、法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症については、当該感染症について政令で法第2条第2号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合は、これらの感染症の患者等の入院を委託することができる医療機関と同一の医療機関が入院の委託先となると考えられること、また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、平時から感染症有事に備えた準備をしておくことの必要性及び重要性が高いこと等から、法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症についても、本協定の対象とすることが望ましい。

したがって、本協定書において、「検疫感染症等」とは、法第2条第2号に掲げる感染症、法第34条第1項の規定に基づき政令で指定する感染症（政令で法第2条第1号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合を除く。）及び法第34条の2に規定する新感染症をいい、「検疫感染症患者等」とは、法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含み、かつ、政令で法第2条第2号に掲げる感染症に係る関係規定を準用して隔離及び停留を実施する場合に限る。以下同じ。）及び法第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。以下同じ。）の対象者（法第2条第1号に掲げる感染症の患者及び当該感染症の病原体に感染したおそれのある者を除く。）をいうこととする。

第1条 甲は、乙の求めに応じ、検疫感染症患者等について、入院させて医療を行うこととする。なお、検疫感染症患者等の移送は、原則として乙が行うものとする。

第2条 甲の引き受ける医療の内容は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 食事療養

第3条 前条により甲が検疫感染症患者等に行った医療につき、甲が乙に請求する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）の例により算定した額とする。

第4条 甲は、法第15条第4項又は第16条第6項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）の規定に基づき、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、乙にその旨を通知しなければならない。また、甲は、法第34条の3第4項又は第34条の4第4項の規定に基づき、隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがない旨の意見を述べることができる。

2 乙は、甲から前項の通知等があった場合は、乙の責任において、検疫感染症患者等が隔離又は停留に係る感染症の病原体を保有していないこと、又は隔離又は停留に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことを確認したときは、法第15条第3項若しくは第16条第5項（法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第34条の3第3項若しくは第34条の4第3項の規定に基づき、隔離又は停留の措置を解き、検疫感染症患者等を退院させなければならない。

第5条 法第14条第1項第1号及び第2号に掲げる措置に係る乙から甲への委託について、本協定とは別に検疫感染症患者等の入院の委託契約を締結するものとする。

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

第7条 本協定の効力は、締結日から令和〇年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、本協定は同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 <住所>  
〇〇〇病院長 〇〇〇〇

乙 <住所>  
〇〇検疫所長 〇〇〇〇

## 契 約 書

1. 件 名 検疫法第14条第1項第1号及び第2号（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用される場合（同条第2項の政令により、同条第1項の政令の期間が延長される場合を含む。）及び同法第34条の2第3項の規定により実施される場合を含む。）の入院の委託（入院委託協定第5条に基づく契約）
2. 履行場所 <住所>〇〇病院
3. 履行期限又は契約期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年3月31日まで
4. 契約金額 単価契約とする。  
診療報酬の算定方法及び  
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準による。  
なお、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条第5号に基づき消費税を課さない。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「乙」という。）と受注者（以下「甲」という。）は、件名の履行（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。  
本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲	<住所> 〇〇病院 院長	<氏名>
乙	<住所> 支出負担行為担当 〇〇検疫所総務課長	<氏名>

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 甲は、業務を行い、乙は甲にその対価を支払うものとする。

（監督）

第3条 乙は、本契約の履行に関し、乙の指定する監督職員に甲の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

（検査）

第4条 甲は業務終了後、乙の指定する検査職員に連絡し、業務が適切に行われたことを確認する検査を受けなければならない。  
2 甲は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

（請求及び契約金額の支払）

第5条 甲は、検査終了後、入院委託協定第3条の規定により算定した当該月分の医療費の支払請求書を作成し、翌月末日までに対価の支払いを乙に請求するものとする。  
2 乙は、前項の規定により甲から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（危険負担）

第6条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、甲は当該契約を履行する義務を免れ、乙は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（遅滞料）

第7条 乙は、甲が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。  
2 前項の規定は、乙に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、乙がその超過分の損害につき甲に賠償請求することを妨げるものでない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(契約の解除等)

第9条 乙は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 甲が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、乙は何時でも本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、乙が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、本契約の履行に着手後、第9条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、乙の意思表示があった日から10日以内に、乙にその損害の賠償を請求することができる。

3 乙は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第11条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第12条 乙は、甲が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第13条 甲は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としなことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 甲は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならぬ。

2 乙は、甲が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第15条 第11条、第12条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において乙は、これにより甲に生じた損害について何ら賠償することを要せず、甲は、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護)

第16条 甲は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 甲は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに乙に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

3 乙は、特に必要と認めた場合は、甲に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は乙の指定する職員に甲の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、甲は乙に協力しなければならない。

(紛争等の解決方法)

第17条 入院委託協定又は本契約条項若しくは本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

# 入国時感染症ゲノムサーベイランス

- ◆ **水際措置の終了以降の新たな取組み**として、海外から流入が懸念される感染症の病原体の変異や動向を広く把握することを目的とし、令和5年5月8日より「**入国時感染症ゲノムサーベイランス**」を導入。
- ◆ 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）において、**発熱、咳などの症状のある入国者**（※）を対象に、検体を採取。
- ◆ 採取した検体は民間検査会社にて呼吸器感染症を引き起こす主なウイルスや細菌の病原体遺伝子を網羅的に検出できるPCR検査を実施（新型コロナウイルス陽性検体についてはゲノム解析も実施）した後、国立感染症研究所にて新型コロナウイルスの系統判定とインフルエンザウイルスのゲノム解析を実施。
- ◆ 令和6年4月1日からは希望者に対し、抗原定性検査キットによる新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの簡易検査を実施。

（※）有症状者数はコロナ前の実績として、令和元年度には5空港で年間約1万人程度。

